

企 画 提 案 実 施 要 領

業務名

「八女市中小企業紹介冊子等作成業務」

令和 7 年 4 月 1 日

商工・企業誘致課

1. 目的

本企画提案は、市内高校の生徒・大学の学生など、就職を考えている若年求職者等に対して、市内中小企業の事業概要や魅力等を発信し、市内への就職を促進を図るため、企業紹介冊子を作成し配布するとともに、同情報を市ホームページへ掲載を行う。

2. 企画提案対象業務の概要

(1) 業務名

八女市中小企業紹介冊子等作成業務

(2) 業務内容

「八女市中小企業紹介冊子等作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む）

4,692千円（7款1項2目12節 委託料）

3. 参加資格

参加者の資格要件は次に掲げる事項をすべて満たす者とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱（平成23年4月1日施行）に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (3) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事更生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者、経営状況及びその規模、体制において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 福岡県内に事業所を有し、市と十分な意思疎通ができる者。

4. 参加申し込み

本企画提案への参加申し込みは次により行うものとする。

(1) 提出書類及び必要部数

- ①企画提案参加申込書（様式1） 1部
- ②業務実績調書（様式2） 1部
- ③業務実施体制調書（様式3） 1部
- ④法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可） 1部
- ⑤国税、県税、市税等の滞納のない証明書（写し可） 1部
（担当者の常駐する事業所所在地の証明書）

※法人の登記事項証明書又は登記簿謄本、納税に関する証明書は、発行後3か月以内のものとする。

(2) 添付書類

- ①業務実績調書（様式2）に係る契約書の写し 1部
- ②会社の概要がわかる資料 1部

※様式は自由とするが、A4判として会社名、所在地、技術者数、業務概要、会社設立年月日、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記のこと。同じ内容の記載があれば既存のパンフレットでも可。

5. 参加申込書の提出

- (1) 期限 令和7年4月18日（金）17時
- (2) 場所 八女市役所 企画部 商工・企業誘致課
- (3) 方法 持参または電子メール（PDF形式）(syoukou@city.yame.lg.jp)

6. 参加資格審査

書類による資格審査後、電子メールによりその結果を通知する。なお、参加資格を得ることができなかった者に対しては、その理由を併記する。

7. 企画提案

(1) 説明方法

参加業者に対して仕様書を提示（電子メール）したうえで、企画提案書及び経費見積書等を要求する。

(2) 企画提案に必要な書類

- ①企画提案書（様式4） 10部
- ②経費見積書（指定様式に積算内訳を添付） 10部

※うち1部は代表者印のある原本とする。また、見積りは業務仕様書の区分に従い、単価及び数量などの記載により内訳がわかるようにする。金額は消費税抜きとする。

(3) 提出期限

令和7年4月25日(金) 17時

(4) 提出先

八女市役所 企画部 商工・企業誘致課

(5) 提出方法

持参または電子メール(PDF形式)

(6) 質疑

本企画提案に係る質疑は、所定の様式により電子メールで行う。

①質疑様式(様式5)

②メールアドレス syoukou@city.yame.lg.jp

③受付期限 令和7年4月21日(月) 17時

④回答方法 質問に対する回答は、質問者及び全業者に対して電子メールにて行う。

8. 審査

参加者からの企画提案内容の説明(プレゼンテーション)及び提案内容に対する審査委員によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和7年5月13日(火)

(2) 審査方法

審査は委員会の合議形式で行い、提案者の業務完遂能力、提案業務内容等を総合的に審査し特定する。審査に際しては、提案者からのプレゼンテーションを実施する。所要時間は25分以内(プレゼンテーションは15分以内、質疑応答10分程度)とする。

審査方法は次のとおり

- ・プレゼンテーションの出席者は最大3人までとする。
- ・プレゼンテーションは提案書に沿って行うものとする。
- ・プレゼンテーションの詳細については、提案書事前提出の締切後に連絡を行う。
- ・参加者が多数(4者以上)の場合、事前書類審査を行い、事前書類審査通過者のみプレゼンテーションを行うものとする。なお、事前書類審査の審査結果については、全ての参加者に対し書面で結果を通知する。

(3) 評価

①対象

- (i) 業務実績
- (ii) 企画提案
- (iii) 業務実施体制
- (iv) 見積書

②方法

絶対評価とし、評価項目ごとにA～Eの5ランク評価とする。

評価ランク	評価	配点
A	優れている	5
B	やや優れている	4
C	標準	3
D	やや劣る	2
E	劣る	1

③評価項目

(i) 業務実績

- ・総合（過去の実績の総合評価）

(ii) 企画提案

- ・企画力（基本方針との整合性、発想・着眼点の独自性）
- ・構成力（興味を引く構成）
- ・充実度（掲載内容の充実性）
- ・斬新性（冊子デザイン・内容の新鮮度、表現方法の工夫）

(iii) 業務実施体制

- ・専任技術者の配置
- ・担当者の業務経験
- ・勤務地
- ・総合（業務実施体制の総合評価）

(iv) 見積り経費

- ・見積り限度額
- ・設計の合理性（企画提案と価格の合理性）※提案業者間の比較なし

(4) 審査結果の通知

失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として特定し、全ての参加者に対し書面で結果を通知する。

9. 契約

特定した者と提出された提案書をもとに仕様の協議・確認等を行い経費見積りをもとに契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定による随意契約を締結する。

なお、契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。

10. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価の公平性を害する行為があった場合

11. その他

- (1) 参加者が複数にならない場合は、本企画提案は中止する。
- (2) 本企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 業務実施体制調書（様式3）に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、あらかじめ同等以上の技術者である旨市の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類は返却しない。なお、提案書内に提案者独自の特許権等を有するビジネスモデルがある際は、当該提案者が不採択となった場合、本市は一切これを使用・公表しない。ただし、内容が、周知の事実であると認められる場合、ならびに提案者が事前にこのことを提案書に明記する等の方法により本市に通知していない場合は一切の責任を負わない。
- (6) 採用した企画提案の著作権は八女市に帰属する。